

全国地場産業振興センター協議会会則

(名称)

第1条 本会は、全国地場産業振興センター協議会（以下「本会」という。）という。

(構成)

第2条 本会は、全国地場産業センター（以下「振興センター」という。）をもって組織する。

(目的)

第3条 本会は、全国の地場産業振興センター間の連絡、協調を図り、その円滑なる運営と地場産業の興隆繁栄に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため下記の事業を行う。

- (1) 振興センター間の連絡調整
- (2) 国、県に対する陳情、請願
- (3) 振興センターの管理、運営に関する調査研究
- (4) 研究会、講習会の開催
- (5) 前各号に掲げるもののほか本会の目的を達成するために必要な事業

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	1名
幹事	若干名
監事	2名以内

(役員を選任)

第6条 幹事は、原則として各経済産業局管内の振興センターから各1名を選出する。

- 2 会長、副会長は、幹事会の推薦により、総会で定める。
- 3 監事は、幹事会の承認を得て会長がこれを委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 幹事は、幹事会を構成し、本会の円滑なる運営を図るため、事業の実施等について、審議決定する。
- 4 監事は、会計の監査をする。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員は、その任期が満了した場合においても、後継者が就任するまでの間は、引き続きその職務を行う。
- 3 欠員補充のため選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会及び幹事会とする。

- 2 会議の議長は、会長センターがこれに当たる。
- 3 会議は構成員の半数以上が出席しなければ開会することができない。
- 4 会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(会議開催時期)

第10条 総会は、毎年1回会長が招集して、これを開催する。

- 2 幹事会は、会長が必要に応じ、これを開催する。

(総会における議決事項)

第12条 総会において決定すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 本会の運営方針の決定に関する事項
- (2) 会則の制定及び変更に関する事項
- (3) 予算及び決算に関する事項

(幹事会における議決事項)

第13条 幹事会において決定すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 総会で議決した事項の執行に関すること。
- (2) 総会で付議に付すべき事項の決定に関すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか本会の目的達成に必要な事項

(経費)

第14条 本会の経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

2 会費は、年額30,000円とする。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

(事務局)

第16条 本会の事務局は、会長の属する振興センターに置く。

(補則)

第17条 この会則に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は、会長が幹事会の議決を経て別にこれを定める。

附則

この会則は、議決の日から施行する。(昭和58年9月29日議決)

この会則は、議決の日から施行する。(昭和61年10月7日議決)

この会則は、議決の日から施行する。(平成5年7月8日議決)

この会則は、平成10年4月1日から施行する。(平成9年7月17日議決)

この会則は、議決の日から施行する。(平成13年7月11日議決)

この会則は、議決の日から施行する。(平成23年7月7日議決)

この会則は、議決の日から施行する。(平成25年7月25日議決)

この会則は、議決の日から施行する。(平成26年7月17日議決)